

東近江市土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて

東近江市土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市土地開発公社定款の一部を改正する定款

東近江市土地開発公社定款（昭和49年2月1日）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「並びに」を「、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする」に改め、「土地の造成事業」の次に「並びにこれらの事業により造成した土地に借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設、福祉増進施設又は立地促進施設の用に供するために賃貸する事業」を加える。

附則中「付 則」を「附 則」に改める。

附 則

この定款は、滋賀県知事の認可の日から施行する。

提案理由

東近江市土地開発公社の業務に賃貸事業を加えるため、同公社定款を変更することについて市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。